

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項に基づく取組の実施の状況を、下記のとおり公表します。

1. 公表対象年度

令和 5 年度

2. 目標に係る実施状況

- ① 平成 28 年度から、育児休業の取得実績を作るため、育児休暇制度の周知をはじめとした職場環境の整備を図る。
→ 育児休業取得がしやすい環境作りを行うため、全プロパー職員を対象に自己申告書の提出をさせ、考慮すべき健康状態や家庭状況等の現状把握を行った。

- ② 平成 28 年度から、人事評価制度を実施・活用し、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
あわせて、女性職員のみを対象とする研修や外部研修への積極的な参加を行う。
→ 現在のプロパー職員については、役職段階にはまだ経験が浅いが、外部団体の研修への参加をはじめ、広域連合内においても研修や職員間の交流を図れるよう配慮する等の各段階へのステップアップをみこした育成を行っている。研修においては、オンラインでの受講も可能となり参加しやすくなっている。